

がん末期在宅介護支援事業補助金のご案内

静岡市では、介護保険の要介護（要支援）認定の結果、非該当になった末期がんの方や介護するご家族などに対し、在宅介護に必要なサービス費用の一部を補助し、在宅での生活を支援します。

1 対象となる在宅サービス

- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品
- 訪問介護
- 訪問入浴介護

2 上記1の在宅サービスを利用できる方 ※入院中の方は対象外です。

次の要件を全て満たす方が対象となります。

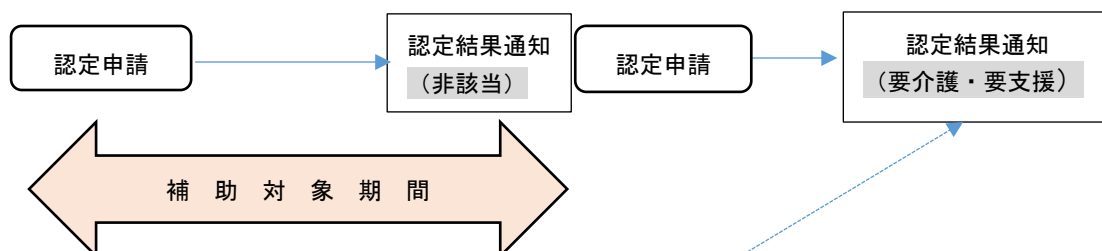
- 新規に要介護（要支援）認定申請した末期がんの方で、認定結果が非該当又は認定調査前に亡くなられた方
- 静岡市に住民票のある方
- 介護保険被保険者（第2号被保険者含む）
- 市民税非課税者
- 介護保険料の滞納がない方

3 補助金交付の対象となる方

- ①対象となる在宅サービスを利用した際に費用を支払った方（ご本人又はご家族等）
※ケアマネジャーが作成したケアマネジメントプランにより利用した場合
- ②ケアマネジメントプランを作成した居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター

4 対象期間

新規で要介護認定を申請した日から非該当結果が通知された日まで（ただし、該当結果の通知日以降に改めて認定申請を行い、要介護・要支援の認定結果が出ていること）、又は要介護認定申請日から亡くなられた日まで ※詳細は補助要綱をご確認ください。



※非該当の結果後改めて認定申請をした結果、介護保険の認定結果（要介護・要支援）が出ていることが必要です（認定調査前に亡くなられた場合を除く）。

5 補助金額

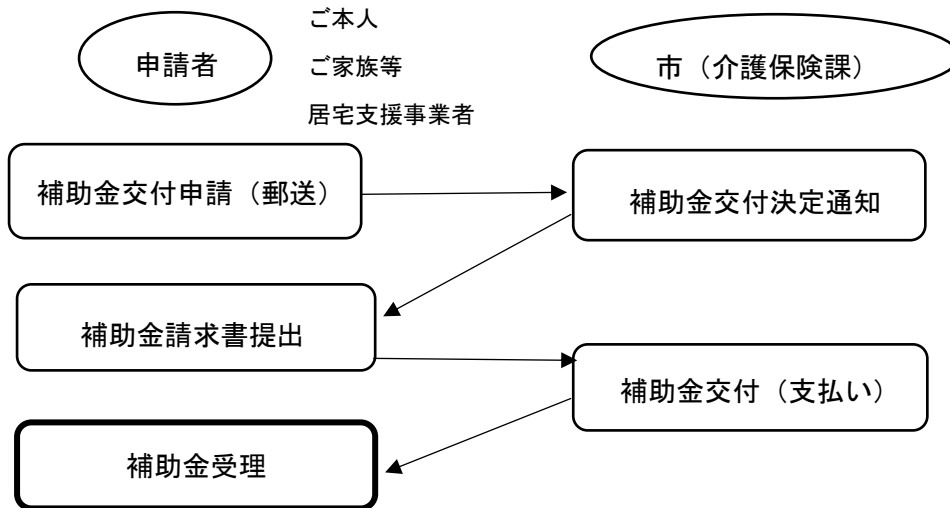
- ①上記 1 の在宅サービス費用の 9 割
- ②ケアマネジメントプラン作成費 2,000 円/回

※1 カ月当たりの在宅サービス費用を上限 5 万円とします。

(静岡市からの助成額は最大で 1 カ月あたり 4 万 5 千円となります。)

※いったんは 10 割分をご負担いただき、9 割分について補助金を交付します。

6 補助金申請から補助金交付までの流れ



7 申請に必要な書類 (郵送により提出)

- (1) 補助金交付申請書
- (2) がん末期在宅介護状況等申告書
- (3) ケアマネジメントプランの写し
- (4) 在宅サービスに要した費用の領収書原本 (宛名明記)
- (5) その他必要な書類 ※取得費用自己負担

静岡市介護保険課ホームページ <http://www.city.shizuoka.jp/000029.html>

【提出先・お問合せ先】〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課 給付・認定係 電話 (054) 221-1374